

＜ 富士山教育憲章 ＞

わたくしたちは、世界に誇る富士山を朝夕まぢかに仰ぎながら生活しています。

この富士山をかがみとして、立派な人間になるために富士山教育憲章を定めました。

わたくしたちは

1. 高い理想と、揺るがぬ信念をもって生きる心を育てましょう。
2. 健やかな体と、広く温かい心を育てましょう。
3. 困難を乗り越え、たゆまず努力する心を育てましょう。
4. きまりを守り、進んで社会に尽くす心を育てましょう。
5. 富士山を愛し、世界に通ずる豊かな心を育てましょう。

(解 説)

わが国の教育は、民主的で文化的な国家を建設して、世界平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した日本国憲法の問題意識にのっとり、その理想と実現を求めて行われています。

その教育理念として、「個人の尊重を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造」が教育基本法に明示されています。

この実践はあらゆる場所と機会に、実際生活に即して行われなければなりません。ここに、地域に根ざした教育の重要性があります。

富士北麓に生をうけ、朝な夕な富士山を仰ぎながら生活するわたくしたちは、人生の多くの規範をこの山に求め―富士山のように―と自らを律してきました。このように、富士山は、わたくしたちに数多くの教訓を示し、大きな感化を与えてきました。文中の「立派な人間」は、この富士山の示す数々の教えを学びとり、生活の指針としながら、教育の理念近づいていくことのできる人間を意味しています。あえて「富士山教育憲章」と名付けた理由もここにあります。

教育は、学校教育、社会教育を含め、生涯にわたって行われるべきであります。従って本憲章も、市民全員の教育規範となることを願っております。特に、時代を背負う児

童・生徒を育成する学校教育に、その精神の実現を期待しております。

また、市民憲章は、全市民が、健康で、明るく豊かな社会生活を送るための総合的な憲章であり、教育憲章は、市民憲章を実践することの出来る人間を育てる教育の基本的な理念と考えております。

1. 高い理念と、揺るがぬ信念をもって生きる心を育てましょう。

富士山の雄大尊厳な山容は、わたくしたちの理想を象徴しています。社会構造が複雑化し、人生の目的が類型化、小型化したといわれる現在、次代を背負う青少年に特に大きな夢をもつことが望まれます。

富士山をまじかに仰ぎ見ることの出来るわたくしたちは幸福です。その姿は、夢を追い大志を抱く生き生きとした気概をわたくしたちに与えてくれます。

また、富士山からは、何事にも屈しない不動の信念をもって、生きることの尊さを学ぶことができます。

2. 健やかな体と、広く温かい心を育てましょう。

健全な生活を支えるものは、健やかな体とそこに宿る豊かな人間性です。人を大切にし、思いやる心です。

千古不易、風雪をしのいでそびえ、いつも優しく、わたくしたちを見守ってくれる富士山や、豊かな水をたたえる五つの湖と広大な裾原をいただく自然から、わたくしたちは、逞しい体とおおらかな広く温かい心を育てることができます。

3. 困難を乗り越え、たゆまず努力する心を育てましょう。

秀麗な富士山に代表される自然も、時には猛威を振り、この地に寒冷、不毛などの試練をあたえます。これは、わたくしたちを鍛える厳しいむちにも似ています。富士山自身も、風雪、酷寒に耐え、それを乗り越えて、美しい大自然の姿をわたくしたちに楽しませながら、無言にその生き方を教えてくれます。

先人は、厳しい自然とたたかいながら、この地を切り拓き、現在の繁栄と文化を築いてきました。わたくしたちは、この富士山の姿から強靱な意志と忍耐力、勤労の精神の貴さを知り、これを受け継ぎ、生涯にわたって、郷土の創造発展に努力すること

の大切さを学ぶことができます。

4. きまりを守り、進んで社会に尽くす心を育てましょう。

自然界は、一見、無秩序のように見えますが、そこには厳然とした法則があり、それによって富士山も四季を通じて、自然のリズムに順応した調和と統一のとれた美しい姿を保っています。この富士山の姿から、わたくしたちは、社会生活を円滑に営むための「きまり」を責任をもって守り、自他の敬愛と礼節の中で、協調し、奉仕し、平和で文化的な理想社会の実現に努力することの大切さを学ぶことができます。

5. 富士山を愛し、世界に通ずる豊かな心を育てましょう。

わたくしたちは、富士山に象徴される、この自らのふるさとを愛する者こそ、祖国、世界人類を愛することのできる人間であることを自覚し、ふるさとの優れた文化や伝統を大切にし、この美しい自然環境を破壊から防ぎ、その保全に努める使命をもっております。

この郷土愛を発展させることから、更に、わたくしたちは、世界の人々と手を携え、その文化や生活を尊重し、広い視野で交流し、人類の幸福に貢献できる人間になるように努めることの大切さを学ぶことができます。

☆☆☆☆☆☆ 富士山教育の趣旨 ☆☆☆☆☆☆

心が豊かで、たくましい次代を担う国際社会に通じる児童・生徒の育成を目指して学校・家庭・社会のもつ教育機能を有機的に作用させ、市民一人ひとりの資質能力をのばしていくための生涯教育の推進が課題であります。

富士吉田市民みんなの願いであり、誓いでもある市民憲章の実践とこの精神を生かし地域に根ざした特色のある教育確立のため、郷土の象徴である富士山をかがみとした教育であります。

制定 昭和 60 年 10 月 31 日